

国立大学法人大分大学資金運用委員会細則

平成29年9月20日制定

平成29年細則第15号

(趣旨)

第1条 この細則は、国立大学法人大分大学資金管理規程（平成16年規程第51号。以下「規程」という。）第14条の規定により、国立大学法人大分大学における資金運用に関する事項について審議する国立大学法人大分大学資金運用委員会（以下「委員会」という。）に関し必要な事項を定める。

(審議事項)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる事項を審議する。

- (1) 規程第2章に規定する資金管理方針に関すること。
- (2) 規程第5章に規定する資金の運用に関すること。
- (3) 規程第6章に規定する資金管理運用実績に関すること。
- (4) その他資金運用に関し必要な事項

(構成)

第3条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 学長が指名する理事（以下「担当理事」という。）
 - (2) 財務部長
 - (3) 財務部財務企画課長
 - (4) 学内外の学識経験者等 若干人
 - (5) その他学長が必要と認める者
- 2 前項第4号の委員は、資金運用に係る専門分野の学識経験等を有し、中立かつ公平な立場で審議を行うことのできる者のうちから、学長が指名又は委嘱する。
- 3 第1項第5号の委員は、学長が指名する。

(任期)

第4条 前条第1項第4号及び第5号の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残存期間とする。

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。
- 3 委員長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第6条 委員会は、半期に1度以上開催する。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第7条 前条第2項の規定にかかわらず、委員長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決をすることができる。

2 前項の議事については、前条第3項の規定を準用する。この場合において「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した者とする。

3 第1項の場合において、委員長は、当該議事の結果について委員が出席して開催される次の委員会において報告しなければならない。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員会が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、財務部財務企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この細則に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、学長が別に定める。

附 則

この細則は、平成29年9月20日から施行する。

附 則 (令和3年細則第10号)

この細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年細則第2号)

この細則は、令和4年4月1日から施行する。